

豊橋市と豊川市は 災害時等における水質検査協力に関する 協定書を締結しました

豊橋市は、愛知県水道広域化推進プランに基づき、水道水の水質検査について、豊川市と「災害その他非常の場合における水道水質検査業務に係る協定書」を締結しました。

1. 協定締結日

令和6年3月15日（金）（令和6年4月1日施行）

2. 協定の目的

水道事業体の責務である水道水質検査業務を直営にて実施している水道事業者が、災害や検査機器故障等により、一時的に水道水質検査業務の継続が困難な状況に陥った場合、協定者が相互協力し、検査業務を継続させることにより、水道水の安全を確保することを目的とした協定です。

<相互協力する内容>

- ・ 非常時における協定者間での水道水質検査の実施
- ・ 平時から協定者間での技術向上を目的とした研修交流の実施

